

太田市不育症治療費助成金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

太田市長 穂積昌信

太田市規則第19号

太田市不育症治療費助成金交付規則の一部を改正する規則
太田市不育症治療費助成金交付規則（平成27年太田市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第3条中「場合は除く」を「場合（第6条において「事実婚関係」という。）を含む」に改める。

第6条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 事実婚関係にある夫婦にあつては、事実婚関係に関する申立書
(様式第4号)

第8条中「様式第4号」を「様式第5号」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第4号を様式第5号とし、様式第3号の次に次の1様式を加える。

附 則
この規則は、令和8年4月1日から施行する。